

身近な子育てネットワーク構築推進事業 活動支援補助金 Q&A

Q1 「子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する活動」は具体的にどんなことをすれば、それに該当する活動として認められるのか？

A1 子育て家庭の方々が、気軽に子育ての不安や悩みをお互いに話し合ったり（情報交換したり）、スタッフの方に相談したりできる活動であれば、幅広く認められます。

例えば、

- ・ お茶会の開催などにより、参加者同士で気軽に雑談や情報交換をできる時間を設けている
- ・ 活動内容をお知らせする際に、子育て相談を受けていることも合わせて周知し、実際に相談があればそれに対応している

などの場合も、上記に該当する活動として認められます。

Q2 「子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する活動」は、団体の活動をする際に毎回実施しなければならないのか？

A2 上記の活動は、必ず毎回実施しなければならないというものではありません。本来の活動に支障が出ない範囲で実施していただければ結構です。

ただし、「子育て家庭の方々が身近で気軽に子育ての悩みや不安を相談できる場や機会をつくる」という事業趣旨に鑑み、なるべく積極的に実施をしていただきますようお願いをいたします。

また、上記の活動が全く行われていない場合には、補助金の返還を求める場合があります。

Q3 自分の団体には専門的なスタッフがないので、子育ての悩み相談などに対応できる自信がない。

A3 今回の事業趣旨は、かつては実家の親や友人・知人、ご近所さんなどに話を聞いてもらったり、相談したりできていたことが、核家族化や地域のつながりの希薄化などでそういった相手がない状況が増えたため、育児サークルなどの身近で行われている活動が、そういった話や相談もできたりする場にもなればと考えているものです。

そのため、今回の事業で想定している子育ての悩み相談などの活動も、かつて上記の方々が話を聞いたり相談を受けたりしていた程度の内容を想定しています。

具体的には、例えば、子育て家庭の方々の不安や悩みを聞いていただく「傾聴」や、

ご自身の子育て経験を基にアドバイスをさせていただくといった程度のものを考えています。また、難しい相談があった場合などは無理にご自身の団体に解決していただく必要はなく、各区役所の子ども家庭相談コーナーなど専門機関をご紹介ください。

加えて、今回の事業では、子育て支援に関する能力向上のための研修受講も補助金の受給要件としております。そのため、これによっても各団体の対応能力の向上を図っていただけると考えております。

Q4 具体的にどのようなものが補助の対象になるのか？

A4 今回の補助対象となる主な例は以下のとおりです。

- ・ 育児サークルの活動やフリースペース等の運営に係る経費
- ・ 育児サークルや、読み聞かせや託児などの子育て支援活動に係る経費
- ・ 講座開催時の講師謝礼（団体内のメンバーへの支払いは対象外）
- ・ 遊具や教材などの購入費
- ・ お誕生日会などイベント開催時の経費
- ・ 子育て家庭同士の情報交換に関する活動の経費
- ・ 子育て家庭からの不安や悩み相談に関する活動の経費
- ・ 子育て支援に関する能力向上のための研修受講に係る経費
- ・ その他活動に必要となる経費

なお、下線部分に該当する経費（子育てに関する悩みや不安を含む子育ての情報交換などに関する経費）が、補助対象経費の3割以上となることが補助金支給の要件となります。